

療育手帳の交付（新規・更新）をご希望の方へ

① 判定の予約が必要です

療育手帳の交付を受けるためには、判定会等で心理検査等の判定を受ける必要があります。

県内各市町で開催される判定会は予約制のため、下記の予約専用ダイヤルで判定の予約を取ることが必要です。

【巡回判定会の予約方法】

- 予約専用ダイヤル 082-400-9010（県内全域同じ番号です）
- 予約受付時間 月曜～金曜（祝日を除く） 9時～17時
- 対象者 新規交付を希望の方、更新を希望の方

★予約受付時にお伺いすること

- ・お電話をいただいている方の情報（療育手帳判定を受けようとされる方との続柄等）
- ・療育手帳判定を受けようとされる方の情報（氏名、生年月日、性別、住所、所属（学校等）等）
- ・新規の場合：療育手帳取得希望のきっかけ、かかりつけ医、他の障害手帳を持っているか等
- ・更新の場合：現在お持ちの療育手帳の程度と次回判定年月等

② 療育手帳交付申請書の提出が必要です

予約の日まで（もしくは予約当日）に、市町の窓口へ行き、療育手帳交付申請書を出してください。提出をされていないと、判定が受けられません。

持っていくもの

- 本人の写真 1枚 { たて4センチ×よこ3センチ、上半身、帽子なし
6ヶ月以内に撮影したもの、裏面に名前を記入
- 持っている人は、身体障害者手帳の写し
- 新規の人は、本人のマイナンバー（個人番号）がわかるものと、
身元を確認するもの
- 更新の人は、（いま持っている）療育手帳

※その後の手続きについては、判定会等でご説明します

問合せ先（お住まいの管轄の県こども家庭センター）

お住まい	管轄のセンター	電話番号
呉市、大竹市、廿日市市、江田島市、 府中町、海田町、熊野町、坂町、 安芸太田町、北広島町	西部こども家庭センター	082-254-0381
東広島市、竹原市、大崎上島町	西部こども家庭センター 東広島地区担当分室	082-426-5650
福山市、府中市、神石高原町	東部こども家庭センター	084-951-2340
三原市、尾道市、世羅町	東部こども家庭センター 三原支所	0848-36-6711
三次市、庄原市、安芸高田市	北部こども家庭センター	0824-63-5181 (代表)

個人番号と身元を確認できるものは、次のとおりです。

【1 本人が個人番号を提供する場合】

番号確認	身元(実存)確認
①個人番号カード	①個人番号カード
②通知カード	②運転免許証, 運転経歴証明書, 旅券(パスポート), 身体障害者手帳(写真付), 精神障害者保健福祉手帳(写真付), 療育手帳(写真付), 在留カード, 特別永住者証明書
③住民票の写し(個人番号の記載あり), 住民票記載事項証明書(個人番号の記載あり)	③官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって, 写真の表示等の措置が施され, 個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名 ii 生年月日又は住所, が記載されているもの)
	④①から③までが困難であると認められる場合は, 以下の書類を2つ以上 ア 公的医療保険の被保険者証, 児童扶養手当証書, 特別児童扶養手当証書 イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名 ii 生年月日又は住所, が記載されているもの)

※郵送の場合は, 書類又はその写しの提出が必要です。

【2 本人の代理人が個人番号を提供する場合】

本人の番号確認	代理人の身元(実存)の確認
①本人の個人番号カード又はその写し	①代理人の個人番号カード, 運転免許証, 運転経歴証明書, 旅券(パスポート), 身体障害者手帳(写真付), 精神障害者保健福祉手帳(写真付), 療育手帳(写真付), 在留カード, 特別永住者証明書
②本人の通知カード又はその写し	②官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって, 写真の表示等の措置が施され, 個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名, ii 生年月日又は住所が記載されているもの)
③住民票の写し(個人番号の記載あり), 住民票記載事項証明書(個人番号の記載あり)	
代理権の確認	
①法定代理人の場合は, 戸籍謄本その他その資格を証明する書類	③①②が困難であると認められる場合は, 以下の書類を2つ以上 ア 公的医療保険の被保険者証, 児童扶養手当証書, 特別児童扶養手当証書 イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名 ii 生年月日又は住所が記載されているもの)
②任意代理人の場合は, 委任状	

※郵送の場合は, 書類又はその写しの提出が必要です。